

令和2年第6回東京都北区教育委員会臨時会

会議月日	令和2年7月21日(火)午後1時30分
開催場所	北区教育委員会室
出席委員	教 育 長 清 正 浩 靖 委 員 渡 辺 敦 子 委 員 本 間 正 江 委 員 名 島 啓 太 委 員 齋 藤 邦 彦 委 員 阿 良 田 由 紀
事務局職員	教育振興部長 教育政策課長 (東京オリンピック・パラリンピック教育調整担当副参事) 学校支援課長 子ども未来部長 子ども未来部参事 保育課長

会議に付した議案並びに審査結果

日程	議案番号	提 案 内 容	結 果
1	52号	審査請求に対する裁決について	承認
2	53号	東京都北区立学校設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則	承認

日程	報告事項	報 告 内 容	結 果
3	50号	後援・共催事業に関する報告	了承
追加日程1	51号	学童クラブ・保育園における台風等の対応について	了承

令和2年第6回東京都北区教育委員会臨時会会議録

令和2年7月21日(火) 13:30

清正教育長

それでは、出席委員が定足数に達しておりますので、会議は成立しております。
これより、令和2年第6回 北区教育委員会臨時会を開会いたします。
日程第1、第52号議案「審査請求に対する裁決について」を議題に供します。
ここでお諮りします。本件は、個人の情報に深くかかわる案件です。
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書きに、「人事に関する事件その他の事件について、教育長又は委員の発議により、出席者の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。」とあります。
そこで、本件については、この規定に基づき、非公開としたいと思いますが、ご異議ございますでしょうか。

(異議なし)

清正教育長

それでは、ただいまより会議を非公開とします。
なお、本件に係る会議録は、東京都北区教育委員会会議規則第27条第2項及び第3項の規定に基づき、別に作成し、非公開とします。恐れ入りますが、傍聴の方はご退席をお願いいたします。

(非公開)

清正教育長

ただいまより、会議を公開とします。
傍聴の方の入場を許可します。
次に、日程第2、第53号議案「東京都北区立学校設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則」について、議題に供します。
事務局から説明をお願いします。

学校支援課長

教育長

清正教育長

学校支援課長

学校支援課長

それでは、53号議案の説明をさせていただきます。
議案書を1枚おめくりいただいて、説明欄です。東京都北区学校設置条例の一部改正に伴い、施行期日を定めるために、この規則案を提出するものでございます。
こちらは、東京都北区立飛鳥中学校の住所を東京都北区西ヶ原3丁目5番12号から東京都北区田端6丁目9番1号に変更いたします、東京都北区立学校設置条例の一部を改正する条例の施行期日を令和2年8月24日とするものでございます。
付則でございます。この規則は、公布の日から施行いたします。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

清正教育長 本件について、ご質疑又はご意見はございますか。

(質疑・意見なし)

清正教育長 本件に対し、特に反対意見はないようですので、本件については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

清正教育長 ご異議ないと認め、本件は原案通り承認することに 決定いたします。
次に、日程第3、報告第50号「後援・共催事業に関する報告」について、事務局から説明をお願いいたします。

教育政策課長 教育長

清正教育長 教育政策課長

教育政策課長 それでは、報告第50号でございます。後援・共催に関する報告、1枚おめくりをお願いいたします。記書きの1番で名義使用承認をした旨の報告でございます。今回2件でございます。事業名と主催者名のみ読み上げをさせていただきます。

1件目でございます。「第35回 北区小・中学生アイディア工夫展」東京都北区青少年委員会会長でございます。

2件目でございます。「東京都立産業技術専門学校オープンカレッジ」東京都立産業技術高等専門学校学校長でございます。

以上、2件でございます。2ページ目からは事業実績の報告をお示ししてさせていただきます。以上、報告とさせていただきます。

清正教育長 説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見ございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長 ありがとうございます。本件に関する報告は終了させていただきます。
ここで、「学童クラブ・保育園における台風等の対応について」の報告を日程に追加したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし)

清正教育長

ご異議ないものと認め、本日の日程に追加します。
それでは、追加日程第1 報告第5 1号「学童クラブ・保育園における台風等の対応について」、事務局から説明をお願いします。

子どもわく
わく課長

教育長

教育長

子どもわくわく課長

子どもわく
わく課長

それでは、報告第5 1号についてご説明いたします。
1枚おめくりください。学童クラブ・保育園における台風等の対応についてでございます。

1、要旨です。昨年の台風19号に対する学童クラブ・保育園の対応については、保護者へ登室・登園を控えるようお願いし、自宅で児童・園児を保育できない方のみに限定して受け入れを行いました。令和元年10月12日が土曜日だったこともあり、利用者は少なかったものの、子どもや保護者、職員の安全確保、受け入れ基準、職員の確保、保護者との連絡方法など、多くの課題が発生いたしました。このことから、児童館長会・保育園長会との意見交換を通して、台風における対応等を見直し、JRの計画運休等も含めた方針をまとめましたので報告いたします。

2、台風等の対応方針についてです。昨年度に策定しました、「北区立学校・園における台風等の対応に関する方針」と同じ基準で、学童クラブ・保育園についても、休室・休園といたします。まず、(1)前日までに対応が必要な場合として、JRの計画運休が発表されている場合がございます。前日、JRの発表で、台風等当日の計画運休が実施される場合は、全室・全園を休室・休園といたします。次に、(2)当日に対応が必要な場合として、前日までにJRの計画運休が発表されない場合がございます。その場合の台風等の対応として、当日午前6時の時点で、特別警報(大雨、防風、大雪、暴風雪等)などが発令されている場合は、原則全室・全園を休室・休園といたします。

3、その他です。災害の発生が予想されるなかで、やむを得ない事情により保育を必要とする保護者への対応については、受け入れ基準、人員確保、安全対策等の課題がございます。そのため、今後、防災・危機管理課と連携しながら、具体的な対応策を決定し、台風シーズン到来に向けて、学童クラブ・区立保育園の保護者に周知いたします。

以上、報告とさせていただきます。

清正教育長

説明ありがとうございました。本件について、ご質疑又はご意見はございますか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

ご質疑、ご意見がないようですので、ここで本件に関する報告は終了いたします。
以上で本日の日程全てを終了いたしました。これをもちまして、令和2年第6回教育
委員会臨時会を閉会させていただきます。